

岡山県国民保護計画の変更等について

1 岡山県国民保護計画の変更

岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）については、次のとおり軽微な変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

【主な変更内容】

(1) 国の組織改編に伴う変更

（変更前）防衛庁、防衛庁長官 → （変更後）防衛省、防衛大臣

(2) 県の組織改編に伴う変更

（変更前）出納長 → （変更後）出納局長

(3) その他

○ 建部町、瀬戸町の岡山市への編入合併に伴う変更

（参考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 1～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。以下 略

2 市町村国民保護計画の作成

市町村国民保護計画については、平成18年度中に、県内全ての市町村との協議が終了し、計画の作成が完了した。

3 指定地方公共機関国民保護業務計画の作成

運送事業者、放送事業者などの指定地方公共機関（22法人）については、平成19年4月末までに21法人から県に国民保護業務計画が報告済みで、残る1法人についても、業務計画の作成完了に向けて作業が進められている。